

① 条文（たたき台） まとめ

（総合計画等）

第●条 市長等は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）をこの条例に則して策定し、総合計画の進行管理を適切に行わなければならない。

2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等の参加による取組みに努めなければならない。

3 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系的な整備に努めるものとする。

適切な進行管理を

参加させなければならない

他に分かりやすい表現はないか？

一番上に書く：
市は総合計画、各行政分野における基本計画、他の条例規則等の制定改廃にあたっては

（条例の位置付け）

第●条 市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

（条例の位置付け）を一番上に

加賀市の基本条例による第3条2項を参考にして、もう少しやわらかい表現にして欲しい。説明不足

（国、県、他自治体との関係）

第●条 市は、国及び県と対等な立場で適切な役割分担を行い、共通する課題を解決するため、相互に協力するよう努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との共通課題又は広域課題に対応するため、近隣の地方公共団体等と連携し、協力するよう努めるものとする。

（国際交流）

及び市民

必要

及び市民

第●条 市は、市政及びまちづくりにおいて国際的な視点が重要であることを認識し、他国の都市等との交流及び連携を推進するものとする

「相互の理解を深める」=人と人の交流、都市に限らず人と人の交流

② 条文（たたき台） まとめ

（財政運営）

中長期的な視点に立ち

行財政の「行」は不要⇒財政

第●条 市長等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、行財政改革に取り組まなければならない。

2 市長等は、財政状況について市民にわかりやすく公表するものとする。

しなければならない

条文（WS後修正案）

第●条 市長等は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）をこの条例に則して策定し、総合計画の進行管理を適切に行わなければならない。

2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等の参加による取組みに努めなければならない。

3 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の連携を図るよう努めるものとする。

「企画段階から」は担当者がかかった際の担保の為に残す

市民等の等は「誰」を含むのか

3項で総計との整合性を図るとあるため、分業別基本計画の進行管理は条文に加えない。加える場合は条文の変更が必要。「条例に則して」に関する部分は（条例の位置付け）で整理。

第●条 市は、他の条例、規則等の制定改廃及びまちづくり等に関連する計画の策定又は変更に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

条文の記載位置（第何条にするのか）を検討。

第●条 市は、国及び県と対等な立場で適切な役割分担を行い、共通する課題を解決するため、相互に協力するよう努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との共通課題又は広域課題に対応するため、近隣の地方公共団体等と連携し、協力するよう努めるものとする。

第●条 市及び市民は、市政及びまちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の都市及び市民との交流及び連携を推進するものとする

第●条 市長等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、中長期的な視点に立ち、財政改革に取り組まなければならない。

2 市長等は、財政状況について市民にわかりやすく公表しなければならない。

② 条文(たたき台) まとめ

(行政評価)

市民との協同政策

総合計画の実現に向けて実施される事業の各段階において行政評価を実施し・・・：長すぎる

第●条 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、予算編成及び事業の改善等に反映することにより、効果的かつ効率的な市政の推進を図らなければならない。

反映させなければならない

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては市民の参加に努めるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表し、意見を求めるものとする。

? 本末をシンプルに

(組織)

(縦割りでなく)柔軟性を持って

第●条 市長等は、市政の課題に的確に対応するため、機能的かつ市民に分かりやすい組織体制を整備するものとする。

市民に分かりやすい機能的な

(人事体制)

「市長の役割と責務」とほとんど重なっている。人事評価だけが独立

第●条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行うものとする。

2 市長等は、市政の課題に的確に応えることができる能力及び資質を持った職員の育成を図るよう努めるものとする。

(行政手続)

迅速

と

第●条 市長等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

(公益通報制度)

第●条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為等について職員から行われる通報(以下「公益通報」という。)を受ける体制を整備するとともに、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

る

(危機管理)

第●条 市長等は、市民、関係機関等との連携、協力により災害等から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。

運用

2 市民は、災害等の緊急時に備え、自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合うしくみの充実に努めるものとする。

(市民活動の推進)

行政職員も含む

第●条 市民は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動に対する理解を深め、積極的に参加するとともに、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 市長等は、市民活動の自立を尊重し、その活動が推進されるよう必要に応じて支援に努めなければならない。

参加も含む

条文(WS後修正案)

各段階における行政評価は会長の意見であるが意図が不明なため、現段階では反映しない。

第●条 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、予算編成及び事業の改善等に反映することにより、効果的かつ効率的な市政に反映しなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては市民の参加に努めるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表し、意見を求めるものとする。

文末をシンプルにとの意見があるが、書きぶりによって意味合いが変わるため検討が必要。

第●条 市長等は、市政の課題に的確に対応するため、柔軟性を持って市民に分かりやすい機能的かつ柔軟な組織体制を整備するとともに、組織間の連携を図らなければならない。

「市長の役割及び責務」の3項を削除、あるいは人事体制の2項を削除することで内容の重複を避ける。

第●条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行うものとする。

2 市長等は、市政の課題に的確に応えることができる能力及び資質を持った職員の育成を図るよう努めるものとする。

語尾の検討

第●条 市長等は、適切かつ迅速に行政手続を行い、市政における公正の確保及び透明性を図り、市民の権利と利益の保護に努めるものとする。

語尾の検討

第●条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法又は不当な事実があった場合等について職員から行われる通報(以下「公益通報」という。)を受ける体制を整備するとともに、通報者が不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

語尾の検討

第●条 市長等は、市民、関係機関等との連携、協力により災害等から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するよう、危機管理体制を確立し、運用に努めなければならない。

2 市民は、災害等の緊急時に備え、自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け

定義上、市民の中に行政職員も含まれるため、特記しない。もしくは佐賀市独自の条文として職員を明記するか検討。

第●条 市民は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動に対する理解を深め、積極的に参加するとともに、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 市長等は、市民活動の自立を尊重し、その活動が推進されるよう支援に努めなければならない。

③ 条文（たたき台） まとめ

（情報の公開及び共有）

判りづらい。具体的に示す。

市長は情報公開条例の存在を広く知らしめる方向性を加味

第●条 市長等は、市民の市政への参加及び協働を促進するために、正当な理由がある場合を除き、市政に関する情報を積極的かつわかりやすく公表し、又は提供しなければならない。

2 市民は、市政への参加及び協働に必要な情報を別に条例で定めるところにより請求し、公開を受けることができる。

3 市長等は市民等の意見、要望等及び地域課題の把握に努めるものとする。

（住民の知る権利）→ 市民の権利（情報を知る権利）で規定する。

（市民の権利）

第●条 市民は、自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利
- (3) 市民は、市政における政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に参加する権利を有する。

（説明責任）

長等

説明するよう、努めなければならない

第●条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その内容を市民にわかりやすく説明するものとする。

しなければならない

（会議の公開）

第●条 審議会等の会議は、他に定める場合を除き、公開するものとする。

（個人情報の適正な管理）

市民

第●条 市長等は、保有する個人情報を適正に管理するとともに、自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護しなければならない。

わかりにくい

（情報収集・管理）

第●条 市長等は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、これを速やかに提供できるよう整理し、保存しなければならない。

必要・不要の両論あり

条文（WS後修正案）

全ての条文でこの表現に書き換えるか検討。市長等という表現が良いのでは。

第●条 市長及び市職員並びに執行機関は、市民の市政への参加及び協働を促進するために、正当な理由がある場合を除き、市政に関する情報を積極的かつわかりやすく公表し、又は提供しなければならない。

2 市民は、別に条例で定めるところにより市政への参加及び協働に必要な情報を請求し、公開を受けることができる。公開までつけておいた方が良いのでは

3 市長等は市民等の意見、要望等及び地域課題の把握に努めるものとする

第●条 市民は、公共の福祉に反しない限りにおいて、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利
- (3) 市政における政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に参加する権利

(2)と(3)を合体するか
(3)逐条解説の内容として解説する方法も有

第●条 市長等は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その内容を市民にわかりやすく説明するものとする。

説明するよう、努めなければならない
の意見有

第●条 審議会等の会議は、他に定める場合を除き、公開するものとする。

第●条 市長等は、保有する個人情報を適正に管理するとともに、市民の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利及び利益を保護しなければならない。

必要・不要の両論あるため、検討が必要

④ 条文（たたき台） まとめ

（意見公募手続）

第●条 市長等は、市政上の基本的な計画及び政策等（以下「政策等」という。）の策定又は改廃に当たっては、その案を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。
2 市長等は、前項による市民の意見、提案等を考慮して政策等の意思決定を行うものとする。

参加>情報共有
参加がより大切

意見への回答・公表について
の文言を入れるかどうか

総合

「総合」を入れるか否
か検討した

(情報の公開及び共有)に含
まれているかな？

（意見等の取扱い）

第●条 市長等は、市民から市政に対する要望、意見、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

その結果を通知報告し

（審議会等の運営）

第●条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるとともに、性別及び年齢の構成について配慮するものとする。

地域、

利害関係者(地域の状
況がわかる者)が必要

（参加の対象）→ 市民の権利（参加する権利を追加）で規定する。

（市民の権利）

第●条 市民は、自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。
(1) 市政に関する情報を知る権利
(2) まちづくりに参加する権利
(3) ~~市民は、市政における政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に参加する権利を有する。~~

知る権利は何の為に
あるのか？

自治の意思決定に参
画するためには

市民の権利
・情報の共有
・参加

両方可

市民の権利
(参加と知る)をまとめる

（広報・広聴活動）

(情報の公開及び共有)と重複
しているので整理が必要

第●条 市長等は、市政やまちづくりの企画、実施、評価の各過程において、内容をわかりやすく市民に説明するなど、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければならない。
2 市長等は、市政やまちづくりに関する広報・広聴活動に市民が積極的に参画できるように努めなければならない。

るものとする

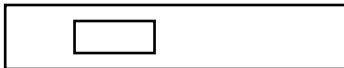
す

市民

あえて広報広聴活動について参画
をうたうのは何故か？不要では？

(情報の公開及び共有)と同じ表現にする
①市長等は・・・
②市民は・・・

るものとする



条文（WS後修正案）

第●条 市長等は、市政上の基本的な計画及び政策等（以下「政策等」という。）の策定又は改廃に当たっては、その案を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。
2 市長等は、前項による市民の意見、提案等を考慮して政策等の意思決定を行うものとする。

3 意見公募手続の実施方法等については別に要綱で定める

意見は、情報の公開や参加に関することであるが、パブリックコメントの手法についての条文であるため修正せず

第●条 市長等は、市民から市政に対する要望、意見、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応し、その結果を通知報告しなければならない。

第●条 市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるとともに、地域、性別及び年齢の構成について配慮するものとする。

市の判断として入れることは可能か

第●条 市民は、公共の福祉に反しない限りにおいて、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有する。
(1) 市政に関する情報を知る権利
(2) まちづくりに参加する権利
(3) 市政における政策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階に参加する権利

(2)と(3)を合体するか
(3)逐条解説の内容として解説する方法も有

第●条 市長等は、市政やまちづくりの企画、実施、評価の各過程において、多様な媒体を通じて内容をわかりやすく市民に説明するなど、広報活動の充実に努めるものとする。

「市民」に変えると条文の意図が変わる、また「市民の役割及び責務」の条項と内容が重複するため、「市長等」のままの表現とする。

2 市長等は、市政やまちづくりに関する広報・広聴活動に市民が積極的に参画できるように努めるものとする。